

別記様式第3号（第7条関係）

### 邑楽町パブリックコメント募集結果報告書

件名	邑楽町手話言語条例（案）	
募集期間	令和6年7月16日～ 令和6年8月15日	
結果	提出者数	16人
	意見数	19件
	提出方法内訳	郵送 件・ファクシミリ 件・電子メール1件・直接15件
意見等の概要と実施機関の考え方		
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方
	別紙のとおり	
素案修正概要		
変更前	変更後	変更理由
問合先 : 実施担当課・係名 福祉介護課 障害福祉係 電話番号 : 0276-47-5024 ファクシミリ : 0276-88-3247 電子メール : welfare@swan.town.ora.gunma.jp		

邑楽町パブリックコメント募集結果報告書

意見等の概要と実施機関の考え方		
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方
1	役場に手話通訳者を設置してほしい。	第3条(1)で対応
2	①ろうあ者が毎日の生活を楽しく過ごせるよう、各団体に協力を呼びかけ、コミュニケーション手話とフォーマル手話を習得できる場を広めてほしい。 ②幼児に対して、絵本を通して手話活動を行ってほしい。	①第8条で対応 ②第8条で対応
3	ろう者に対する災害制度が必要だと思う。	第10条で対応
4	①ろう者を交えて避難訓練を実施してほしい。 ②近所の人にろう者が住んでいることを知ってもらい、助け合いたい。	①第10条で対応 ②第1条で対応
5	役場職員に挨拶や簡単な会話でも良いので、ろう者と手話で対話をしてほしい。	第8条で対応
6	①新入職員向けの研修に手話や聴覚障がい者について学ぶ講義を取り入れていただきたい。 ②全国手話言語市区町会に入会し、全国での繋がりや施策に関する情報交換を図っていただきたい。また行政担当者の学習会にも参加していただきたい。	①第8条で対応 ②第7条(1)で対応
7	①保育園、幼稚園で手話と音声による絵本の読み聞かせ、小・中・高校生への手話教室(指文字を含む)、初学	①第8・9条で対応 ②第7条(1)で対応 ③第7条(2)で対応

	<p>者を対象にした手話講座の開講をしてほしい。</p> <p>②聴覚障がい者、健聴者、皆が楽しめるイベントを開催してほしい。</p> <p>③電話リレーサービスを公的機関として登録し、聴覚障がい者の来庁時にタブレットを用いて通訳をしてほしい。</p>	
8	<p>①文章の読み書きが苦手なろう者もいるので、筆談だけでは十分に伝えられないこともある。通訳者がいることで手話で話せたり、手話でより正確に情報を得ることができ、安心した生活が送れると思う。</p> <p>②区長と民生委員にろう者が住んでいることを知ってもらいたい。災害や緊急時に円滑に対応していただけたらと思う。</p>	<p>①第7条(1)・(2)で対応</p> <p>②第1条で対応</p>
9	<p>最近では災害時の不安が高まっている。聞こえない人が情報を得られる対応が必要だと思う。</p>	<p>第10条で対応</p>
10	<p>町民にろう者と意思疎通してほしい。</p>	<p>第7条(1)で対応</p>
11	<p>行政区の班長をろう者だからと、任せられないと決めつけるのはよくないと思う。近所の人との交流を深めるためにも助け合いながらやってみるのもよいのではないか。</p>	<p>第1条で対応</p>
12	<p>イベントで手話コーナーを設けて皆に手話を知ってもらいたい。</p>	<p>第8条で対応</p>
13	<p>緊急時、災害時に手話通訳者が対応をするとき、手話通訳者だと表記した上衣を着用してほしい。</p>	<p>第10条で対応</p>